

平成 18 年 4 月 26 日

各 位

東京都北区昭和町2丁目1番11号
株式会社 N a I T O
(登記社名 株式会社 内藤)
取締役社長 鈴木 齊
(コード番号: 7624 JQ上場)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月26日開催の当社取締役会において、平成18年5月23日開催予定の当社第55期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成17年7月26日に公布され、平成18年5月1日に施行されることに伴い、用語および条数の変更、条文の新設、削除等を行うほか、より効率的で機動的に会社運営を行っていくことを目的として、主に次の変更を行うものであります。

- (1) 現行の機関を設置する旨の規定を新設するものです。(変更案第4条)
- (2) 現行どおり株券を発行する旨の規定を新設するものです。(変更案第7条)
- (3) 単元未満株式について行使することができる権利を定める規定を新設するものです。(変更案第10条)
- (4) 株主総会参考書類等の内容をインターネットを利用して開示することで株主の皆様に対して提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものです。(変更案第16条)
- (5) 取締役の員数の上限について、事業規模の適正水準を考慮し現行の21名から11名に減じる規定の変更を行うものです。(現行定款第16条)
- (6) 中長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため取締役の解任要件を明確化する規定を新設するものです。(変更案第23条)
- (7) 取締役会運営の効率化を図るため、取締役会決議を書面等により行う旨の規定を新設するものです。(変更案第29条)
- (8) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で減免できる旨の規定の新設と、優秀な人材の招聘を容易にするため社外取締役及び社外監査役の責任を法令の範囲内で限定する契約を予め締結できる旨の規定を新設するものです。なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。(変更案第33条、第48条)
- (9) 会計監査人が会社の機関となったため、会計監査人に関する事項を定める規定を新設するものです。(変更案第49条、第50条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 (株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は 12,629,925 株とし、このうち 12,379,925 株は普通株式、250,000 株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合、または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 12,629,925 株とし、このうち 12,379,925 株は普通株式、250,000 株は優先株式とする。
(新設)	(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、当社の普通株式の 1 単元の株式数は、10 株とし、優先株式の 1 単元の株式の数は、1 株とする。 2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、当社の普通株式の単元株式数は、10 株とし、優先株式の単元株式数は 1 株とする。 2. 当社は、第 7 条にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿の閉鎖および基準日) 第 8 条 当社は、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、株主名簿の記載または記録の変更を停止する。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に一定期間株主名簿の記載または記録の変更を停止し、または基準日を定めることができる。	(削除)
(名義書換代理人) 第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 2 章の 2 優先株式 (優先株式) 第 10 条の 2 当社の発行する優先株式の内容は、次のとおりとする。 (優先配当金) 1. 当社は、第 35 条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の	第 3 章 優先株式 (優先株式) 第 13 条 当社の発行する優先株式の内容は、次のとおりとする。 (優先配当金) 1. 当社は、第 52 条に基づき剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の

<p>登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき1,000円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>（優先中間配当金）</p> <p>2．当社は、優先株主または優先登録質権者に対して、中間配当を行わない。</p> <p>（優先配当金の除斥期間）</p> <p>3．第37条の規定は、優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>（優先株主に対する残余財産の分配）</p> <p>4．当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき10,000円を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>（優先株式の消却等）</p> <p>5．当社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</p> <p>当社が、前項の定めに従って優先株式を買受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、商法第210条第7項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第6項の招集通知の記載を要しないものとする。</p> <p>（優先株式の議決権）</p> <p>6．優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>（優先株式の併合または分割、新株引受権等）</p> <p>7．当社は、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。</p> <p>当社は、優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p> <p>（優先株式の転換予約権）</p> <p>8．優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき1,000円を上限として、当該優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>（優先中間配当金）</p> <p>2．当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。</p> <p>（優先配当金の除斥期間）</p> <p>3．第54条の規定は、優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>（優先株主に対する残余財産の分配）</p> <p>4．当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき10,000円を支払う。</p> <p>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>（優先株式の取得等）</p> <p>5．当社は、いつでも優先株式を金銭の交付と引換えに取得することができる。</p> <p>当社が、前項の定めに従って優先株式を取得する場合、他の種類の株式を有する株主は、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、同株主に関する請求権にかかる同条第2項の通知を要しないものとする。</p> <p>（優先株式の議決権）</p> <p>6．（現行どおり）</p> <p>（優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</p> <p>7．当社は、優先株式について、株式の併合または分割を行わない。</p> <p>当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、募集新株予約権の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>（普通株式の取得請求権）</p> <p>8．優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める条件で、当社が当該優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>（招集の時期および議決権）</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>2．定時株主総会において権利を行使すべき株主（実質株主を含む、以下同じ。）は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主とする。</p>	<p>第4章 株主総会</p> <p>（招集の時期および議決権）</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年3月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>2．定時株主総会において権利を行使することができる株主（実質株主を含む、以下同じ。）は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。</p>
<p>（招集権者および議長）</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>（招集権者および議長）</p> <p>第15条（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>（決議の方法）</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2．商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>（決議の方法）</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条の2 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第11条、第13条及び第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第20条 第15条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は21名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は11名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の解任)</p> <p>第23条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役(取締役であった者を含む。)</p>

	<p>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
第 4 章の 2 執行役員	第 6 章 執行役員
(執行役員) 第 2 5 条の 2 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、法令の範囲内で会社の業務執行を委ねることができる。	(執行役員) 第 3 4 条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、法令の範囲内で当会社の業務執行を委ねることができる。
(監督及び業務執行報告) 第 2 5 条の 3 取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の執行の状況を 1 ヶ月に 1 回以上、取締役に報告するものとする。	(監督および業務執行報告) 第 3 5 条 取締役会および取締役は、執行役員の職務の執行を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の執行の状況を 1 か月に 1 回以上、取締役に報告するものとする。
(執行役員の任期) 第 2 5 条の 4 執行役員の任期は 2 年とする。 2. 取締役会は執行役員を任期の途中であってもいつでも解任することができる。	(執行役員の任期) 第 3 6 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)
(利益相反取引・競業取引) 第 2 5 条の 5 会社と執行役員が利益相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために会社の営業の部に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。	(利益相反取引・競業取引) 第 3 7 条 当会社と執行役員との利益が相反する取引をなす場合、または執行役員が自己もしくは第三者のために当会社の事業の部に属する取引をなす場合には、あらかじめ取締役会の承認を要するものとする。
(執行役員規程) 第 2 5 条の 6 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程及び執行役員職務分掌規程に定めるものとする。	(執行役員規程) 第 3 8 条 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程および執行役員職務分掌規程に定めるものとする。
第 5 章 監査役および監査役会	第 7 章 監査役および監査役会
(員数) 第 2 6 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。	(員数) 第 3 9 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 2 7 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	(選任方法) 第 4 0 条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) 第 2 8 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第 4 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第 2 9 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第 4 2 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) 第 3 0 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第 4 3 条 (現行どおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第 3 1 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(監査役会の決議方法) 第 4 4 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録) 第 3 2 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	(監査役会の議事録) 第 4 5 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
(監査役会規程) 第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第 4 6 条 (現行どおり)
(報酬) 第 3 4 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第 4 7 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(監査役の責任免除) 第 4 8 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、善意でかつ重大な過失がない場合は、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役と

	の間で、善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。
(新設)	第8章 会計監査人
(新設)	(選任方法) 第49条 会計監査人は株主総会において選任する。
(新設)	(任期) 第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第6章 計算	第9章 計算
(営業年度) 第35条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。	(事業年度) 第51条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。
(利益配当金) 第36条 利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	(剰余金の配当の基準日) 第52条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
(中間配当金) 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当金) 第53条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間) 第38条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第54条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
附 則 第35条の規定にかかわらず、第54期営業年度は、平成16年4月1日から平成17年2月末日までの11か月間とする。 第37条の規定にかかわらず、営業年度変更に伴う第54期の中間配当は、商法第293条の5により行わないものとする。 なお、本附則、は経過措置期間終了後に削除する。	(削除)
附 則 平成 8年 6月25日 改訂 平成 9年 6月25日 改訂 平成10年 6月30日 改訂 平成14年 6月27日 改訂 平成15年 6月30日 改訂 平成16年 1月29日 改訂 平成16年 3月10日 改訂 平成16年 6月29日 改訂 (新設)	平成18年 5月23日 改訂

以上

【連絡先】 取締役経営企画部長 五島 孝之
電話 03-3800-8614